

固定資産税

固定資産税とは

固定資産税とは、毎年1月1日現在を基準として(土地・家屋・償却資産)に対してその価格を課税標準額として、その所有者に対して課税されます。

税率は・・・川南町の税率は1.4%です。

免税点

課税標準額が一定未満のものについては、課税対象から除外されます。

税目	免税点
土地	30万
家屋	20万
償却資産	150万

税額の計算

課税標準額 × 1.4 = 税額

課税標準額については、年度当初に送付されます納税通知書又は固定資産課税明細書等をご覧ください。

Q & A

Q1 8月に台風で課税されている家屋が倒壊しました。

A 家屋がなくなった旨の届出をお願いします。また災害等の減免の制度がありますので固定資産係までご連絡下さい。

Q2 3月に夫が亡くなりました。納税の必要はあるのでしょうか

A 夫所有の固定資産がある以上代納者を立てて納税をする必要があります。